

福島県養殖飼料価格高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 不安定な国際情勢や円安等により配合飼料価格が急激に高騰し、影響を受けている県内の養殖業者の経営安定を図るため、漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金等交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）の第4の（2）に定める養殖用配合飼料価格安定対策事業（以下「漁業経営セーフティーネット構築事業」という。）に加入している県内の養殖業者（以下「補助事業者等」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、補助事業者等が別表に掲げる事業を行う場合に、当該事業に要する経費について交付するものとし、その額は、別表に掲げる補助率の範囲内で知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 補助事業者等は、規則第4条の規定に基づき申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げる変更とする。

2 補助事業者等は、規則及びこの要綱の定めに従わねばならない。

(変更の承認)

第5条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県養殖飼料価格高騰対策事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項の規定により別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第7条 知事は必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県養殖飼料価格高騰対策事業補助金概算払請求書（第3号様式）に概算払の必要性を明らかにする書類を添えて知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第8条 補助事業者等は、事業が完了したときは、速やかに福島県養殖飼料価格高騰対策事業完了報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県養殖飼料価格高騰対策事業実績報告書（第5号様式）により、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日（交付決定時においてすでに事業が完了している場合は、交付決定の日から起算して30日を経過した日）、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（全額概算払により補助金の交付を受けた場合には当該年度の翌年度の4月30日）のいずれか早い日までに行うものとする。

2 補助事業者等は、前項の規定に基づき実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者等は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、速やかに福島県養殖飼料価格高騰対策事業補助金に係る消費税相当額報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付の請求)

第11条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者等は、事業が完了した場合は、第9条の実績報告書に併せて、福島県養殖飼料価格高騰対策事業補助金交付請求書(第7号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りでない。

(会計帳簿の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年8月18日から施行し、令和5年4月1日以降に実施される事業に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月26日から施行し、令和6年4月1日以降に実施される事業に適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月26日から施行し、令和7年4月1日以降に実施される事業に適用する。

別表（第2条、第4条関係）

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
福島 県養 殖飼 料価 格高 騰対 策事 業	漁業経営セーフティネット構築事業に加入している養殖業者が購入した配合飼料のうち、令和7年4月1日から令和7年12月31日までの間に納品されたものに係る購入経費	定額（※）	総事業費の20%以内の減額	事業実施主体の変更以外の変更

※補助額の算定は次の方法による

四半期毎の購入飼料実績（トン）（A）

漁業経営セーフティネット構築事業の補てん単価（円/トン）（B）

四半期ごとの補助額（C）＝（A）×（B）× 1/2 × 1/2

※（C）は1円未満切捨て。